

第 号	納 税 者	住 所									
平成 年度	氏 名										
普 通 税	市 町 村 民 税	道 府 県 民 税	千	百	十	万	千	百	十	円	
1 市町村民税及び道府県民税決定の明細			税 額								
区 分			課 税 標 準 額	税 率		道 府 県 民 税	市 町 村 民 税	合 計			
均 等 割 (1)						円	円				
所 得 割	総 所 得 金 額 (2)										
	山 林 所 得 金 額 (3)										
	退 職 所 得 金 額 (4)										
	小 計 (2)+(3)+(4) (5)										
	分 離 課 税 の 所 得 金 額	短 期 譲 渡	9 % 適 用 分 (6)								
			5 % 適 用 分 (7)								
		一 般 の 譲 渡 (8)									
		長 期 譲 渡 優 良 住 宅 地 等 に 係 る 譲 渡 (9)									
		居 住 用 財 産 の 譲 渡 (10)									
		株 式 等 の 譲 渡 未 公 開 分 (11)									
	上 場 株 式 等 の 配 当 (12)										
	先 物 取 引 (14)										
	肉 用 牛 の 売 却 価 額 (15)										
	小 計 (5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15) (16)										
調 整 控 除 額 (17)											
(16)-(17) (18)											
配 当 控 除 額 (19)											
(18)-(19) (20)											
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 額 (21)											
(20)-(21) (22)											
寄 附 金 税 額 控 除 額 (23)											
(22)-(23) (24)											
外 国 税 額 控 除 額 等 (25)											
(24)-(25) (26)											
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額 (27)											
(26)-(27) (28)											
市 町 村 民 税 及 び 道 府 県 民 税 の 合 計 税 額 (1)+(28) (29)								円			
給 与 等 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (30)											
公 的 年 金 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (31)											
普 通 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (29)-(30)-(31) (32)											
所 得 割 より 控 除 す る こ と が で き な か っ た 配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額 (33)											
2 普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限											
期 別	納 付 額	(33) に 係 る 充 当 額	充 当 後 納 付 額	納 期							
第 1 期	円	円	円	平成 年 月 日 から 月 日まで							
第 2 期				平成 年 月 日 から 月 日まで							
第 3 期				平成 年 月 日 から 月 日まで							
第 4 期				平成 年 月 日 から 月 日まで							
納 付 場 所											
3 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月			4 特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号								
徴 収 月	特 別 徴 収 税 額	公 的 年 金 の 種 類									
年 1 0 月	円	支 払 者 の 名 称									
年 1 2 月		支 払 者 の 法 人 番 号									
年 2 月											
<p>あなたの税額を上記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。</p> <p>普通徴収の方法によって徴収する額については、上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。なお、納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、上記4の公的年金からその支払者が徴収します。</p> <p>また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。</p>											
徴 収 月		仮 特 別 徴 収 税 額									
年 4 月		円									
年 6 月											
年 8 月											
<p>なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。</p>											
徴 収 月		仮 特 別 徴 収 税 額									
年 4 月		円									
年 6 月											
年 8 月											
平成 年 月 日			市 町 村 長 氏 名					印			

注意 市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率等は裏面にあります。詳しくは裏面をよくお読みください。

- 備考 1 この通知書は、第1号の4様式による納付の告知以外の納付の告知について使用すること。
- 2 市町村は、この通知書の裏面に、市町村民税及び道府県民税の賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法並びに特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によって徴収されるものであることを記載すること。
- 3 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期にかかわらず、各納期分を平成 年 月 日までに納めてください。」と記載すること。
- 4 「肉用牛の売却価額(15)」の欄は、肉用牛の売却による事業所得がある場合において法附則第6条第2項又は第5項の規定の適用を受けるときの同条第2項第1号又は第5項第1号に規定する売却価額の合計額及び税額を記載すること。この場合において、「総所得金額(2)」の欄は、同条第2項第2号又は第5項第2号に規定する事業所得の金額がないものとして計算した課税標準額及び税額を記載すること。
- 5 「支払者の法人番号」の欄には、公的年金の支払者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに市町村税条例第 条の規定によって、平成 年度給与所得等に係る市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 ㊟

〒	殿
---	---

特別徴収税額	課税人員		非課税人員	
	人数	納付額	人数	納付額
月割額	6月分		12月分	
	7月分		1月分	
	8月分		2月分	
	9月分		3月分	
	10月分		4月分	
	11月分		5月分	
(備考)				

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

特別徴収義務者	氏名又は名称	個人番号又は法人番号

- 備考
- 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 地方税法第321条の5の2に規定する納期の特例の適用がある場合には、その旨を備考欄に記載すること。
 - 「個人番号」欄には、納税義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載すること。
 - 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
 - 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
 - 「特別徴収義務者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、特別徴収義務者の個人番号又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。



年 月 日		年 分 退 職 所 得 申 告 書						市町村長 殿									
退職手当の支払者の	所在地 (住所)								あなたの	現住所							
	名称 (氏名)									氏名	㊦						
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。								個人番号							
										その年1月1日現在の住所							
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)																	
A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日		年 月 日		③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日		年								
	② 退職の区分等		一般・生活の 有・無 障害 扶助		うち 特定役員等勤続期間		有 無		自 年 月 日		年						
				うち 重複勤続期間		有 無		自 年 月 日		年							
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。																	
B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日		⑤ ③と④の通算勤続期間		自 年 月 日		年								
	うち 特定役員等勤続期間		有 無		うち 特定役員等勤続期間		有 無		自 年 月 日		年						
				うち 重複勤続期間		有 無		自 年 月 日		年							
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。																	
C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日		⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間		自 年 月 日		年								
	うち 特定役員等勤続期間		有 無		① うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間		有 無		自 年 月 日		年						
								自 年 月 日		年							
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。																	
D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日		⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間		自 年 月 日		年								
	うち 特定役員等勤続期間		有 無		⑨ うち 特定役員等勤続期間		有 無		自 年 月 日		年						
				⑪ ⑦と⑩の通算期間				自 年 月 日		年							
				① うち ⑦と⑨の通算期間				自 年 月 日		年							
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。																	
E	区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額 (円)		支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)								
	B	一般	一般・障害									
		特定役員	一般・障害									
C	一般・障害										

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。

2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。

3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

平成 年分 特別徴収票

第五号の十四様式（用紙日本工業規格A6）（第二条の五の二関係）

支払を受ける者	個人番号				
	住所又は居所				
	平成 年 1月1日の住所				
	氏名 (役職名)				
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額		
			市町村民税	道府県民税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分	千円	千円	千円	千円	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分					
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分					
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日		
万円	年	年 月 日	年 月 日		
(摘要)					
支払者	個人番号 又は法人番号	(右詰で記載してください。)			
	住所(居所) 又は所在地				
	氏名又は 名称	(電話)			

(市町村提出用)

備考

- 1 この特別徴収票は、地方税法（以下「法」という。）第50条の2及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。
- 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。
 - (1) 「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (2) 「個人番号」の欄には、退職手当等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
 - (3) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部がこれらの規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号イに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。
 - (4) 「特別徴収税額」の項には、法第41条第1項及び第328条の5第2項の規定により徴収される税額を記載すること。
 - (5) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合には、これらの規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第2項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
 - (6) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に掲げる事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ロ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (7) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第5項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (8) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する退職所得申告書に、法第50条の7第1項第1号及び第328条の7第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (9) 「支払者」の欄中の「個人番号又は法人番号」の欄には、退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

平成 年分 特別徴収票

第五号の十四の二様式（用紙日本工業規格A6）（第二条の五の二関係）

支払を受ける者	住所又は居所						
	平成 年 1月1日の住所						
	氏 名	(役職名)					
	区 分		支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	特 別 徴 収 税 額		
				市 町 村 民 税	道 府 県 民 税		
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		千 円	千 円	千 円	千 円		
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分							
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分							
退職所得控除額	勤 続 年 数	就 職 年 月 日	退 職 年 月 日				
万円	年	年 月 日	年 月 日				
(摘要)							
支払者	住所(居所) 又は所在地						
	氏名又は 名 称						
		(電話)					

(受給者交付用)

備考

- 1 この特別徴収票は、地方税法（以下「法」という。）第50条の2及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。
- 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。
 - (1) 「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (2) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部がこれらの規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号イに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。
 - (3) 「特別徴収税額」の項には、法第41条第1項及び第328条の5第2項の規定により徴収される税額を記載すること。
 - (4) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合には、これらの規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第2項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
 - (5) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に掲げる事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ロ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (6) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第5項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (7) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する退職所得申告書に、法第50条の7第1項第1号及び第328条の7第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。

懸賞金付預貯金等の懸賞金等々の道府県民税
 利子割特別徴収税額計算書

種 類	懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金、掛金の給付補てん金、抵 当証券の利息、貴金属等の売戻し条件付売買の利益、外貨建預貯金 等の為替差益、一時払養老保険、一時払損害保険等の差益																					
	区 分	支 払 額					税 額															
課 税	13 懸賞金付預貯金等	11	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	21	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		14 定期積金	12											22								
	15 掛 金	13											23									
	16 抵 当 証 券	14											24									
	17 貴金属等売買	15											25									
	18 外貨建預貯金等	16											26									
	19 一時払保険等	17											27									
非 課 税	非 居 住 者	18																				
	そ の 他	19																				
計		20											28									
摘 要																						

備考

- 1 この計算書は、「種類」の欄の種類異なるごとに各別に作成し、提出すること。
- 2 「非課税」の欄の「その他」の欄の「支払額」の項には、利子割が課されない次のものについて記載すること。
 - (1) 所得税法第10条第1項に規定する障害者等の少額預金の利子等及び租税特別措置法第4条第1項に規定する障害者等の少額公債の利子
 - (2) 租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等及び同法第4条の3第1項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄の利子等
 - (3) 所得税法等の規定により非課税とされる当座預金の利子、こども銀行の預貯金の利子等、オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち一定のもの、公益信託の信託財産につき生ずる利子、納税準備預金の利子及び納税貯蓄組合預金の利子

給与支払報告書（個人別明細書）

※															※種 別					※整 理 番 号					※				
支 払 を 受 け る 者	住 所	※区分										(受給者番号)																	
												(個人番号)																	
												(役職名)																	
		氏 名										(フリガナ)																	
種 別					支 払 金 額					給 与 所 得 控 除 後 の 金 額					所 得 控 除 の 額 の 合 計 額					源 泉 徴 収 税 額									
					内 千 円					千 円					千 円					内 千 円									
控 除 対 象 配 偶 者		老 人		配 偶 者 特 別 控 除 の 額		控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数 (配 偶 者 を 除 く 。)						16歳未満 扶 養 親 族 の 数		障 害 者 の 数 (本 人 を 除 く 。)			非 居 住 者 で 有 る 親 族 の 数												
有		従 有		千 円		特 定		老 人		そ の 他		人		特 別			そ の 他												
人		人		人		人		人		人		人		人			人												
社 会 保 険 料 等 の 金 額					生 命 保 険 料 の 控 除 額					地 震 保 険 料 の 控 除 額					住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除 の 額														
内 千 円					千 円					千 円					千 円														
(摘要)																													
生命保険料 の金額の内訳					新生命保険料 の金額					旧生命保険料 の金額					介護医療保 険料の金額					新個人年金 保険料の金額					旧個人年金 保険料の金額				
住宅借入金等特別 控除の内訳					住宅借入金等 特別控除適用数					居住開始年月日 (1回目)					住宅借入金等特別 控除区分(1回目)					住宅借入金等 年末残高(1回目)									
					千 円					年 月 日										円									
					住宅借入金等 特別控除可能額					居住開始年月日 (2回目)					住宅借入金等特別 控除区分(2回目)					住宅借入金等 年末残高(2回目)									
					千 円					年 月 日										円									
控 除 対 象 配 偶 者		(フリガナ)		氏 名		区 分		配 偶 者 の 合 計 所 得		円		国 民 年 金 保 険 料 等 の 金 額		円		旧 長 期 損 害 保 険 料 の 金 額		円											
控 除 対 象 扶 養 親 族	1	(フリガナ)		氏 名		区 分		1 6 歳 未 満 の 扶 養 親 族	1	(フリガナ)		氏 名		区 分		5人目以降の控除対象扶養 親族の個人番号													
	2		(フリガナ)		氏 名		区 分		2		(フリガナ)		氏 名		区 分														
	3		(フリガナ)		氏 名		区 分		3		(フリガナ)		氏 名		区 分		5人目以降の16歳未満の扶 養親族等の個人番号												
	4		(フリガナ)		氏 名		区 分		4		(フリガナ)		氏 名		区 分														
未 成 年 者	外 国 人	死 亡 退 職	災 害 者	乙 欄	本 人 が 障 害 者 特 別	寡 婦 特 別	寡 夫	勤 労 学 生	中 途 就 ・ 退 職					受 給 者 生 年 月 日															
					そ の 他	一 般			就 職	退 職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日									
支 払 者	個人番号又は 法人番号										(右語で記載してください。)																		
	住所(居所) 又は所在地																												
	氏名又は名称										(電話)																		

第十七号様式別表（用紙日本工業規格A5）（第十条関係）

第17号様式別表記載要領

- 1 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。
- 2 「支払金額」の項の「内」の欄には、その年中に支払の確定した給与等（所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。）の金額のうち、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについて、内書してください。
- 3 「控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）」の項の「老人」の欄の「内」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書してください。
- 4 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成 年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載してください。
- 5 「障害者の数（本人を除く。）」の項の「特別」欄の「内」の欄には、同居特別障害者に該当する控除対象配偶者及び扶養親族の数を内書してください。
- 6 「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、控除対象配偶者以外の配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者がいる場合には、その数を記載してください。
- 7 「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」の項の金額のうち所得税法第196条第2項に規定する社会保険料の金額（以下7において「国民年金保険料等の金額」という。）が含まれている場合には、「国民年金保険料等の金額」の欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。
- 8 控除対象扶養親族若しくは16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合又は配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合には、「摘要」の欄にはそれぞれ次により記載してください。
 - (イ) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合
5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。（例「（1）氏名」）
また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者である場合にはその旨を記載してください。
 - (ロ) 配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合
配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。（例「（2）氏名」）
また、氏名の後には（配特）と記載し、当該配偶者が国外に居住する非居住者である場合にはその旨を記載してください。
- 9 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下9において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。
 - (イ) 租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する当該申告書に記載された金額（以下（イ）において「住宅借入金等特別控除可能額」という。）が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。
 - (ロ) 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項若しくは第5項に規定する住宅の増改築等をいう。（ハ）において同じ。）が特定取得（同法第41条第5項に規定する特定取得をいう。（ハ）において同じ。）に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - (ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年（租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項若しくは第5項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下（ハ）において同じ。）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項若しくは第5項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下（ハ）において同じ。）について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨（同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨）、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - (ニ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、その旨を記載してください。
- 10 「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。
- 11 「旧長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第5条第5項及び法附則第11条第5項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る当該各項に規定する旧長期損害保険料の金額を記載してください。
- 12 「控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下12において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者である場合には、その旨を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。
- 13 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（1）個人番号」）
- 14 「5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号」の欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、「摘要」の欄に記載する氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（2）個人番号」）
- 15 「未成年者」の欄には、給与の支払を受ける者が平成 年1月3日以降に生まれた者であるときに、○印を付けてください。
- 16 「寡婦」の欄の「特別」の欄には、平成 年12月31日現在において給与の支払を受ける者が法第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるものであるときに、○印を付けてください。
- 17 「

明	大	昭	平

」の欄には、該当欄に○印を付けてください。
- 18 「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 19 ※印の欄には、記載しないでください。

公的年金等支払報告書（個人別明細書）

										※種 別		※整理番号		※								
支払を受ける者	※区 分										個人番号											
	住 所																					
	(フリガナ)																					
	氏 名										生年 月日		明 治		大 正		昭 和		平 成			
区 分		支 払		金 額		源 泉		徴 収		税 額												
所得税法第203条の3第1号適用分				千 円						千 円												
所得税法第203条の3第2号適用分																						
所得税法第203条の3第3号適用分																						
所得税法第203条の3第4号適用分																						
本 人				控除対象配偶者		控除対象扶養親族の数			16歳未 満の扶 養親族 の数	障害者の数		非居住者 である 親族の数	社会保険料の額									
特 別 障 害 者	其 他 の 障 害 者	特 別 寡 婦	寡 婦 寡 夫	一 般	老 人	特 定	老 人	其 他	人	特 別	其 他	人	人	千	円							
						人	人	人	人	内	人	人	人		円							
控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族														
(フリガナ)				区 分		1		(フリガナ)				区 分		1		(フリガナ)				区 分		
氏 名						氏 名						氏 名				氏 名				氏 名		
個 人 番 号						個 人 番 号						個 人 番 号				個 人 番 号				個 人 番 号		
(摘要)				2		2		2		2		2		2		2		2		2		
支 払 者		法 人 番 号																				
		所 在 地																				
		名 称												電 話 番 号								

第17号の2様式別表記載要領

- 1 「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。
- 2 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、公的年金等の支払を受ける者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。12において同じ。)を記載すること。
- 3 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。
- 4 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、所得税法第203条の4第2号又は第3号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。
- 5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、法第34条第3項及び第314条の2第3項に規定する寡婦控除額の控除の対象となる寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。
- 6 「控除対象配偶者」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、その該当する欄に★印を記載すること。
- 7 「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
 - (ロ) 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。
 - (ハ) 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。
- 8 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満(平成 年1月2日以降に生まれた者)の扶養親族の数を記載すること。
- 9 「障害者の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特別」の欄には、控除対象配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
 - (ロ) 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である控除対象配偶者又は扶養親族の数を記載すること。
- 10 「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者がいる場合には、その数を記載すること。
- 11 「社会保険料の額」の項には、所得税法第203条の4第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。
- 12 「控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の項の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下12において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載すること。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者である場合には、その旨を記載すること。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」が不明の場合は空欄とすること。
- 13 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者である場合にはその旨を記載すること。
- 14 「支払者」の項の「法人番号」の欄には、公的年金等支払者の法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 15 ※の欄には、記載しないこと。

非課税明細書

算定期間	平成 年 月 日から	※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	平成 年 月 日まで	氏名又は 名称 個人番号又は 法人番号					
※	事業所等の名称	事業所等の所在地					
非課税の内訳			資 産 割	従 業 者 割			
			非課税床面積 ㊦	非課税従業者数㊧	非課税従業者給与総額 ㊨		
法第701条の34第 項第 号該当			㎡	人	十億	百万	千円
法第701条の34第 項第 号該当			㎡	人			円
法第701条の34第 項第 号該当			㎡	人			円
			㎡	人			円
障害者・ 歳以上の従業者			㎡	人			円
合 計			㎡	人			円
※	事業所等の名称	事業所等の所在地					
非課税の内訳			資 産 割	従 業 者 割			
			非課税床面積 ㊦	非課税従業者数㊧	非課税従業者給与総額 ㊨		
法第701条の34第 項第 号該当			㎡	人	十億	百万	千円
法第701条の34第 項第 号該当			㎡	人			円
法第701条の34第 項第 号該当			㎡	人			円
			㎡	人			円
障害者・ 歳以上の従業者			㎡	人			円
合 計			㎡	人			円
非課税事業所床面積等の合計			㎡	人			円

課税標準の特例明細書

算定期間	平成 年 月 日から	※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	平成 年 月 日まで	氏名又は名称					
		個人番号又は法人番号					

※	事業所等の名称	事業所等の所在地				
課税標準の特例内訳	資 産 割			従 業 者 割		
	課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞ × ㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ㊲	控除割合 ㉟	控除従業者給与総額 (㊲ × ㉟) ㊳
法第701条の41 第 項第 号該当	m ²	—	m ²	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円
法第701条の41 第 項第 号該当	m ²	—	m ²	円	—	円
	m ²	—	m ²	円	—	円
雇用改善助成対象者				円	$\frac{1}{2}$	円
合 計	m ²		m ²	円		円

※	事業所等の名称	事業所等の所在地				
課税標準の特例内訳	資 産 割			従 業 者 割		
	課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞ × ㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ㊲	控除割合 ㉟	控除従業者給与総額 (㊲ × ㉟) ㊳
法第701条の41 第 項第 号該当	m ²	—	m ²	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円
法第701条の41 第 項第 号該当	m ²	—	m ²	円	—	円
	m ²	—	m ²	円	—	円
雇用改善助成対象者				円	$\frac{1}{2}$	円
合 計	m ²		m ²	円		円
控除事業所床面積の合計			m ²	控除従業者給与総額の合計		円